

令和7年度 北海道札幌白陵高等学校 一般入学者選抜実施要項

1 募 集 人 員

全日制課程 普通科 80名

2 出 願 資 格

次のいずれかに該当する者であること。

- (1) 中学校、これに準じる学校又は義務教育学校を卒業した者（令和7年（2025年）3月末日までに中学校、これに準じる学校又は義務教育学校を卒業する見込みの者を含む。）
- (2) 中等教育学校の前期課程を修了した者（令和7年（2025年）3月末日までに中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者を含む。）
- (3) その他、令和7年度（2025年度）道立高等学校一般入学者選抜実施要項の出願資格に該当する者

3 出 願 の 受 付

出願書類の受付期間及び受付時間は、次のとおりとする。

なお、道外からの出願の受付は、令和7年（2025年）2月27日（木）までとする。

| 受 付 期 間 | 受 付 時 間 |
|---------------------------|---------------------------------|
| 令和7年1月20日（月）～令和7年1月23日（木） | 9：00～16：30 (23日は12：00までとする。) |

郵送する場合には、封筒の表面に「入学願書」と朱書し、一般書留速達又は簡易書留速達により期限までに必着するよう送付すること。

4 出 願 の 手 続

(1) 出願者の手続

出願者は、次の書類を、現に在学し、又は卒業した中学校又は義務教育学校の校長（以下「中学校長」という。）を経由して、本校校長に提出すること。ただし、令和7年（2025年）3月31日に満18歳以上の者（平成19年（2007年）4月1日以前に出生した者。以下「成人」という。）が出願する場合は、次のア～オの書類に出願資格が分かる書類（卒業証明書又は卒業証書の写し等）を添付して、直接本校校長に提出すること。

ア 入学願書（ウェブ申請用）（北海道立高等学校学則（昭和26年北海道教育委員会規則第8号）第15条の規定による入学願書（同規則別記第3号様式））

出願者は、あらかじめウェブ上の出願情報電子申請システム（以下「申請システム」という。）により、必要事項を入力・申請した上で、入学検定料として北海道立学校条例（昭和39年北海道条例第41号）に定める金額の北海道収入証紙を入学願書に貼り付けること。

なお、ウェブ上の申請システムによる出願者情報等のオンライン入力受付期間は次のとおりとする。

| 受 付 期 間 |
|---|
| 令和6年（2024年）12月6日（金）～令和7年（2025年）1月23日（木） |

イ 写真台帳（ウェブ申請用）（別記様式1）

出願前6か月以内に上半身を正面から撮影した写真（縦7cm・横5cm）を貼り付けること。

ウ 住民票の写し

出願後において本校校長から提出を求められた場合、保護者及び出願者について、令和7年（2025年）1月以降に交付を受けた住民票の写し（個人番号が記載されていないもの。保護者の間で住所が異なる場合は、それぞれの住民票の写し。）を提出すること。

エ 隣接学区等就学承認通知書

全日制の課程の普通科等の出願者で、通学区域規則第4条第1項第2号又は第3号の規定により出願する者は、同条第3項の規定により交付を受けた隣接学区等就学承認通知書を提出すること。

オ 個人調査書

成人の出願者（夜間中学校を卒業見込みの者を除く。以下同じ。）のうち、中学校又は義務教育学校（以下「中学校」という。）卒業後5年を経過していないものに限り、卒業した中学校長が作成した個人調査書を提出すること。

(2) 入学願書の作成

ア ウェブ申請に係る手続等の詳細については、別に定める「令和7年度道立高等学校入学者選抜出願手続（ウェブ申請・願書提出）マニュアル」を参照すること。

なお、入学願書（ウェブ申請用）と写真台帳・受検票は、それぞれA4用紙に片面で印刷し、写真台帳と受検票は切り離さないこと。

(3) 入学願書の入力等

ア 出願者が未成年の場合、「保護者等署名」の欄は、出願者に対して親権を行う者（親権を行う者がいない場合は未成年後見人）が署名すること。

イ 「出願学科」の欄には、志望する学科名を記入すること。

ウ 保護者の間で住所が異なる場合は、出願者の日常生活が営まれ、生活の本拠となっている所の保護者を「保護者等」の欄に記入すること。

エ 現住所については、合格通知書等の確実な到着を期するため、「〇〇方」、「〇〇マンション〇〇号室」等詳細に記入すること。なお、郵便番号も忘れずに記入すること。

オ 受検に際し、特別な配慮を希望する者については、申請システムの「入学者選抜における特別な配慮の希望の有無」で「有」を選択すること。

(4) 受検票の交付

受検票を当該中学校長を経由して出願者に交付する。交付期間は、令和7年（2025年）2月4日（火）から2月13日（木）までとする。

5 出 願 変 更

(1) 出願者は、当初出願した高等学校の同一の課程の他の学科、又は他の高等学校の同一の課程の学科に1回出願を変更することができる。

(2) 出願変更の受付期間及び受付時間は、次のとおりとする。

| 受 付 期 間 | 受 付 時 間 |
|--|--------------------------------|
| 令和7年1月28日（火）～令和7年2月3日（月） （日曜日及び土曜日を除く。） | 9：00～16：30 （3日は16：00までとする。） |

(3) 出願の変更をしようとする出願者は、出願変更願（別記様式6）を中学校長を経由して当初出願した高等学校長に提出すること。ただし、成人の出願者の場合は、中学校長を経由せず、直接当初出願した高等学校長に提出すること。

(4) 出願者に対し、令和7年（2025年）2月13日（木）までに受検票を交付する。

6 学 力 検 査

(1) 令和7年（2025年）3月4日（火）に行う。受検場は、北海道札幌白陵高等学校とする。

(2) 受検者の持参すべきもの

ア 受検票

イ 鉛筆（シャープペンシルを含む。）、消しゴム、定規（分度器の付いていないもの）、コンパス及び鉛筆削り

なお、計算機（時計型、ペンシル型を含む。）、携帯電話（スマートフォンを含む。）、辞書機能付時計、ウェアラブル端末（スマートウォッチを含む。）等、学力検査の公正を損なうおそれのあるものの持込みは認めない。

ウ 上履き及び昼食

(3) 受検場の開場時間は、午前8時とする。

7 面接等

面接の詳細は、本校校長から連絡する。

(1) 面接は令和7年(2025年)3月5日(水)に全受検者に対して個人面接を行う。ただし、これにより難しい場合は前日の学力検査終了後に行う。

(2) 面接の会場は、北海道札幌白陵高等学校とする。

8 追検査

(1) 対象者

一般入学者選抜に申し、学力検査(以下「本検査」という。)を、次の各項のいずれかにより受検できない者。

なお、本検査を一部でも受検した者は、原則として、追検査の対象とならない。

ア 学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第19条で出席停止の扱いが定められている感染症により、本検査を受検できない者

イ その他やむを得ない事情により、本検査を受検できない者

(2) 出願の手続

追検査に出願する者は、中学校長から本校校長へ電話等により連絡ののち、出願手続を行うこと。ただし、成人の出願者の場合は、直接本校校長へ電話等により連絡したのち出願手続を行うこと。

(3) 日程及び実施内容

学力検査と面接は、令和7年(2025年)3月11日(火)に行う。

9 合格発表

令和7年(2025年)3月17日(月)午前10時に合格者の受検番号を発表(本校のウェブページに掲載)するとともに、本人に通知する。

10 合格者の追加

令和7年(2025年)3月18日(火)午前9時30分から午後4時30分までに追加合格者の中学校長に対し、その旨を通知するとともに、当該合格者に対して直ちに合格の通知を行う。

11 学力検査の得点の口頭による開示

(1) 開示対象者は受検者本人又はその代理人(法定代理人又は任意代理人)とする。本人であることを確認するため、受検票、身分証明書等を持参すること。本人の法定代理人又は任意代理人が求める場合、個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)第22条第3項に掲げる書類(戸籍謄本、委任状その他その資格を証明する書類)を持参すること。また、運転免許証等の本人確認書類を持参すること。

(2) 開示場所は北海道札幌白陵高等学校とする。

(3) 開示の受付期間は、令和7年(2025年)3月18日(火)から令和12年(2030年)3月31日(日)までとする。

(4) (3)に定める期間のうち、次の期間を集中受付期間とする。

| 集中受付期間 | 受付時間 |
|--|------------|
| 令和7年3月18日(火)～令和7年3月25日(火) (日曜日、土曜日及び休日を除く。) | 9:00～15:00 |

(5) 受検者等が集中受付期間外に情報提供を求める場合は、事前に出願した高等学校に連絡すること。

12 その他 留意事項

- (1) 不明な点は、中学校長を経由して本校校長まで問い合わせること。
- (2) 成人の場合は直接本校に問い合わせること。

問い合わせ先

北海道札幌白陵高等学校

住所 〒003-0876 札幌市白石区東米里 2062 番地 10

電話 011-871-5500